

公示番号：170104

国名：ベトナム国

担当部署：産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ 行財政・金融チーム

案件名：国営企業・銀行セクター改革に係る基礎情報収集・確認調査

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：金融政策
- (2) 格付：1号
- (3) 業務の種類：専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：全体 2017年5月中旬から2018年5月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 2.35M/M、現地 3.67/M、合計 6.02M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 国内作業期間 整理期間  
5日 計110日 計36日 6日  
(各回11日程度) (各回4日程度)

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月12日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」  
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

JICAで評価・選考の上、各プロ

ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年5月2日(火)までに個別に通知します。

## 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 43点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 21点
    - ③語学力 8点
    - ④その他学位、資格等 8点
- (計100点)

類似業務	国営企業改革や銀行セクター改革に係る各種業務
対象国／類似地域	ベトナム／全途上国
	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
- (2) 必要予防接種：特になし。

## 6. 業務の背景

ベトナム政府は、2011 年以降、マクロ経済の安定と成長のバランスを重視した政策運営を行い、政府が取り組むべき最重要課題として、①国営企業改革、②銀行セクター改革、③公共投資改革を掲げ、諸課題の改善に向けて取り組んできた。

上記のようなベトナム国の状況に対し我が国は、2014 年 3 月から 2017 年 3 月にかけて、国営企業の債務処理・事業再生・株式会社化及び銀行セクター改革に係る技術協力プロジェクト(前者は「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト」(実施期間 2014 年 3 月～2017 年 2 月)、後者は「国家銀行改革支援プロジェクト」(実施期間 2014 年 3 月～2017 年 3 月))を実施してきた。同プロジェクトでは、国営企業改革・銀行セクター改革促進の一環として、2016 年 6 月と同 10 月にそれぞれベトナム政府に対しプロジェクトで作成した政策提案書及び追加政策提案書（以下「提案書」）をそれぞれベトナム政府の担当副首相や首相に提出し、一部の提案内容が国営企業改革・銀行セクター改革における次期 5 カ年計画や関連法案策定のための参考とされるなど、一定の貢献をしてきた。他方で、全ての提案事項に対してベトナム側による取り組みが確認されているわけではなく、今後も取り込み動向のフォローが必要である。

上記技術協力 2 件の協力期間終了前に、2016 年 12 月から 2017 年 1 月にかけて終了時評価を実施した。その結果、プロジェクトのカウンターパート機関である、債権買取公社(DATC<sup>1</sup>)の機能強化に係る新政令の発布準備や、DATC による債権売買・事業再生支援業務の改善、国家資本投資公社(SCIC<sup>2</sup>)による傘下企業へのコーポレートガバナンス・コードの適用拡大、財政省企業金融局による国営企業の株式会社化制度

<sup>1</sup> DATC : Debt and Assets Trading Corporation、債権買取公社

<sup>2</sup> SCIC : State Capital Investment Corporation、国家資本投資公社

の改善、銀行セクター改革に関して国家銀行（SBV<sup>3</sup>）による監督・検査制度の一層の改善（報告制度、評定制度、早期警戒制度の改善・整備等）、ベトナム資産管理公社（VAMC<sup>4</sup>）による不良債権の時価売買の早期開始など、プロジェクト終了後も、ベトナム政府が継続して取り組むべき事項が明らかになった。JICA とベトナム財政省は、「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト」のフォロー事項については年2回、「国家銀行改革支援プロジェクト」のフォロー事項は年1回の頻度で、今後も継続して定期的に進捗を確認し合うことで合意している。

上記、実施した技術協力プロジェクト2件の成果も踏まえ、ベトナム政府は、国営企業改革及び銀行セクター改革の取り組みを更に強化するべく、我が国からの支援を引き続き期待している。上記を背景に、ベトナム政府は、2016年10月に「国営企業の株式会社化・国家資本撤退促進に向けた株式市場制度整備」（要請元：国家証券委員会（SSC<sup>5</sup>））・「債権売買・取引市場活性化に向けた法制度整備支援」（要請元：財政省銀行・金融機関局）に係る技術協力を日本政府に要請した。日本政府は、このうち前者を2017年2月に採択した。JICAとしては、今後、前者のプロジェクト開始に向けて、情報収集と現況調査を開始する。また後者のプロジェクトについては、現状の法制度下では不良債権を含む債権の流動化・時価売買が容易でなく、制度の改善にはベトナム側の政治意思が必要であることから、案件の最終的な採否を検討するため、これら状況や進捗を確認していく必要がある。

現在 JICA は、国営企業改革に関わる政策提案の実施を支援するため、ベトナム政府に提出した提案書の一部の内容を政策アクションに反映した「公共財政管理開発政策借款」（世界銀行との協調融資を検討）の準備を進めている。また、「公共財政管理開発政策借款」の検討と並行し、別途、国営企業改革に焦点を当てた開発政策借款（以下、「国営企業改革開発政策借款」という。）の形成を検討している。上記2件の開発政策借款の実施準備において、ベトナムの国営企業改革の進捗についての幅広い情報収集を必要としている。

以上の背景を踏まえて本調査では、ベトナム政府が国営企業改革・銀行セクター改革を推進していく中で取り組む事項について定期的に進捗管理・また取組みを完了さ

---

<sup>3</sup> SBV : State Bank of Vietnam、ベトナム国家銀行

<sup>4</sup> VAMC : Vietnam Asset Management Company、資産管理公社

<sup>5</sup> SSC : The State Securities Commission、国家証券委員会

せるため、必要に応じてベトナム政府に対して申し入れを行うとともに、プロジェクトが提出した提案書を踏まえたベトナム政府の取り組み状況等の確認・調査、また現在ベトナム政府より要請されている次期プロジェクト(「国営企業の株式会社化・国家資本撤退促進に向けた株式市場制度整備」及び「債権売買・取引市場活性化に向けた法制度整備支援」)に関する情報収集と現況調査、「公共財政管理開発政策借款」及び「国営企業改革開発政策借款」の実施検討に必要なベトナムの関連法制度・法令変更等各種情報収集・分析を行い、JICAとも協議しつつ、ベトナム政府に対する提言をとりまとめるものである。

## 7. 業務の内容

本業務は、2017年5月～2018年5月にわたり実施することとし、ベトナム財政省、SBV、SCIC、DATC、VAMC及びSSC、証券取引所などを対象として、以下の(1)～(6)の業務を実施する。コンサルタントは、現地作業及び国内作業について、ベトナム政府の各機関の責任者(若しくは組織内の意思決定に深く関与する者)とも定期的に面会し、効果的かつ効率的な実施工程・方法をプロポーザルで提案すること。

(1) JICAが2016年6月と同10月にそれぞれベトナム政府に提出した提案書に関し、ベトナム政府の取り組みや方針・制度法令変更に関する情報収集・分析を行う。制度・法令等に関して、①ベトナム政府の検討は始まっていないが、新たに必要と思われる制度・法令に関する必要性・背景情報の分析、②ベトナム政府が検討を開始した制度・法令について、そのドラフト案の入手・分析を行ない、JICAと分析内容について協議のうえ、制度・法令案への追加提案(案)を策定する。追加提案(案)の策定にあたっては、その後のベトナム国の状況の変化に対して、我が国の経験・知見(必要に応じて他先進国の取り組み事例等も含む)が活用できるものについて、JICAに提案する。なお、追加提案(案)を作成の際は、その根拠となる事項をとりまとめたバックグラウンドペーパーを添付することとする。

(2) 2017年3月末までに終了したJICAの技術協力プロジェクト「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト」および「国家銀行改革支援プロジェクト」について、終了時評価にてベトナム政府が引き続き取り組むことと指摘された事項を、JICAと連携し定期的に取り組みを確認するとと

もに、必要に応じてベトナム政府に対して申し入れを行う。具体的には以下の通り。

#### ○国営企業改革

- DATC の機能強化に関する政令の公布
- DATC の中期戦略の首相承認
- DATC による債務売買、債務リストラ、事業再生等の業務の進捗状況
- SCIC による議決権行使ガイドライン（VG<sup>7</sup>）の試用及び改定の継続
- SCIC によるコーポレートガバナンス・コード（CGC<sup>8</sup>）の活用状況
- SCIC による新規投資への主要リスク指標（KRI<sup>9</sup>）適用状況
- 国営企業の株式会社化手続きに関する改正政令の公布
- 財政省企業金融局による関連法令等の継続的見直し

#### ○銀行セクター改革

- SBV によるオフサイト監督マニュアルの改訂・公布
- SBV による早期警戒制度に関する通達の公布
- 金融機関評定制度に関する改正通達の公布
- 銀行の破綻処理等に関する新法や下記政令の公布
- VAMC による不良債権の時価売買マニュアルに基づく時価売買の実施状況

(3)ベトナム政府から要請されている次期技術協力プロジェクト「国営企業の株式会社化・国家資本撤退促進に向けた株式市場制度整備」に関し、提案書を踏まえた、案件立上げに必要な情報収集・分析を行う。なお、本プロジェクトについては、2017年9～10月頃を目途とした実施合意文書（Record of Discussion）の合意を想定している。文書合意に向け、別途 JICA 産業開発・公共政策部が実施する詳細計画策定調査を2017年8月頃に予定していることから、本業務（3）に関連する情報収集・分析業務は、上記のプロジェクト開始時期・詳細計画調査時期の前に集中的に実施することとする。

(4)ベトナム政府から要請されたが、現在日本側で継続検討の対象としている技

<sup>7</sup> VG : Voting Guidelines、議決権行使ガイドライン

<sup>8</sup> CGC : Corporate Governance Code、コーポレートガバナンス・コード

<sup>9</sup> KRI : Key Risk Indicator、主要リスク指標

術協力プロジェクト「債権売買・取引市場活性化に向けた法制度整備支援」に関し、政策提案書を踏まえた、ベトナム政府側の検討状況や取り組みの進捗状況などの情報収集を行う。

- (5) 公共財政管理開発政策借款に関し、提案を踏まえた政策アクションにつき、進捗状況に関する情報収集を行う。検討中の政策アクション案は以下の通り。
- 国営企業の国家保有率分類見直し等及び株式会社化対象の実行ロードマップの決定（首相決定 58 号関連）
  - 国営企業の株式化に向けた価格評価手法の強化・売却プロセスの透明化（政令 59 号の改正関連）
  - 優良な国営企業の売却
- (6) 公共財政管理開発政策借款後に実施を検討予定の国営企業改革を中心とした国営企業改革開発政策借款に関し、政策提案書を踏まえた国営企業改革に関する政策アクション案について、上記業務（1）で収集・分析した情報等を踏まえ、別途、JICA が指定する雛形（政策情報シート、政策マトリックス等）を用いてベトナム政府の政策・制度の変化状況を定期的に更新する。

想定する本業務スケジュール案は以下のとおりである。なお、現地業務の実施にあたっては、各作業内容に沿った適切な作業期間を確保し、効率的な情報収集・調査を行うこと。

【1】国内業務期間（2017 年 5 月中旬～2017 年 5 月下旬）

日本国内において既往資料のレビュー、ベトナム法令等の情報収集、ワークプラン案の作成、ならびに各機関への質問状・面談アポイントなど現地業務の準備を行い、その内容について JICA と協議する。

【2】第 1 次現地業務期間（2017 年 6 月上旬～2017 年 6 月中旬）

毎月、集中的に 10 日間程度（移動日含む）渡航し、主要なベトナム政府関係者やその他関係者との面談（半日で 1 件を目安）を通じて、「8. 成果品等 ①～⑩」について報告書・業務運営月報・面談録等を作成する。上記業務の内容（1）～（6）に掲げた終了済技術協力プロジェクトの積み残し事項に係るモ

ニタリング支援や情報収集、政策提案書の進捗状況の確認、次期技術協力プロジェクトや開発政策借款2件の政策アクション等に係る情報収集を行い、JICAベトナム事務所に報告する。

【3】第1次国内作業期間（2017年6月中旬～2017年7月上旬）

現地業務期間中の調査事項（バックグラウンドペーパー作成の準備や政策情報シート・政策マトリックス（毎現地業務時に更新）等）を作成含む）を取りまとめた「8. 成果品等 ①～⑩」に基づき、調査結果をJICA産業開発・公共政策部に報告する。次回の現地業務期間の準備（質問状の作成、面談アポ等）を行い、その内容についてJICAと協議する。

【4】第2次現地業務期間（2017年7月上旬～2017年7月中旬）

上記【2】と同様の業務を行う。

【5】第2次国内作業期間（2017年7月中旬～2017年8月上旬）

採択済み案件「国営企業の株式会社化・国家資本撤退促進に向けた株式市場制度整備」に係る情報収集・分析結果の中間報告書を提出し、報告書内容についてJICA産業開発・公共政策部と協議する。

上記【3】と同様の業務を行う。

【6】第3次現地業務期間（2017年8月上旬～2017年8月中旬）

上記【2】と同様の業務を行う。

【7】第3次国内作業期間（2017年8月中旬～2017年8月下旬）

上記【3】と同様の業務を行う。

【8】第4次現地業務期間（2017年9月上旬～2017年9月中旬）

上記【2】と同様の業務を行う。この時期に想定される、年に2回予定のJICAベトナム事務所と財政省との会合に参加する。

【9】第4次国内作業期間（2017年9月中旬～2017年10月上旬）

上記【3】と同様の業務を行う。

【10】第5次現地業務期間（2017年10月上旬～2017年10月中旬）

上記【2】と同様の業務を行う。

【11】第5次国内作業期間（2017年10月中旬～2017年11月上旬）

上記【3】と同様の業務を行う。

- 【12】第6次現地業務期間（2017年11月上旬～2017年11月中旬）  
上記【2】と同様の業務を行う。
- 【13】第6次国内作業期間（2017年11月中旬～2017年12月上旬）  
上記【3】と同様の業務を行う。
- 【14】第7次現地業務期間（2017年12月上旬～2017年12月中旬）  
上記【2】と同様の業務を行う。
- 【15】第7次国内作業期間（2017年12月中旬～2018年1月上旬）  
上記【3】と同様の業務を行う。
- 【16】第8次現地業務期間（2018年1月上旬～2018年1月中旬）  
上記【2】と同様の業務を行う。
- 【17】第8次国内作業期間（2018年1月中旬～2018年2月上旬）  
上記【3】と同様の業務を行う。
- 【18】第9次現地業務期間（2018年2月上旬～2018年2月中旬）  
テト休暇期間を避けて、上記【2】と同様の業務を行う。
- 【19】第9次国内作業期間（2018年2月中旬～2018年3月中旬）  
上記【3】と同様の業務を行う。
- 【20】第10次現地業務期間（2018年3月中旬～2018年4月上旬）  
上記【2】と同様の業務を行う。この時期に想定される、年に2回予定のJICA  
ベトナム事務所と財政省との会合に参加する。
- 【21】帰国後整理期間（2018年4月中旬～2018年5月上旬）  
「8. 成果品等 ①～⑨」について最終報告書を作成した上で、1年間を通し  
た調査結果をJICA 産業開発・公共政策部に報告する。

## 8. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する成果品は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は最終調査報告書とし、その他報告書等を添付するものとする。

なお、「国営企業の株式会社化・国家資本撤退促進に向けた株式市場制度整備プロジェクト」に関連した情報収集分析の中間報告書、業務運営月報(5月から7月まで)及び同期間における面談録は中間成果品とし、それぞれ2017年8月上旬までに提出する。

レポート名	提出時期	部数
ワークプラン	業務開始から約1ヵ月後 (第1次現地業務の時期)	和文：10部、英文：10部
調査報告書(「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト」及び「国家銀行改革支援プロジェクト」の積み残し事項)	各国内作業期間中の JICA 産業開発・公共政策部宛て 報告時	和文：10部 英文：10部
調査報告書(政策提案書及び追加政策提案書を踏まえた追加提案(案))	契約終了時	和文：10部 英文：10部
中間調査報告書(「国営企業の株式会社化・国家資本撤退促進に向けた株式市場制度整備プロジェクト」)	2017年8月上旬	和文：10部 英文：10部
調査報告書(「債権売買・取引市場活性化に向けた法制度整備支援プロジェクト」)	各国内作業期間中の JICA 産業開発・公共政策部宛て 報告時	和文：10部 英文：10部
調査報告書(公共財政管理開発政策借款)	各国内作業期間中の JICA 産業開発・公共政策部宛て 報告時	和文：10部 英文：10部
調査報告書(国営企業改革開発政策借款)	各国内作業期間中の JICA 産業開発・公共政策部宛て 報告時	和文：10部 英文：10部
バックグラウンドペーパー	各国内作業期間中の JICA 産業開発・公共政策部宛て 報告時	和文：10部 英文：10部
最終調査報告書	契約終了時	和文：10部 英文：10部 CD-R：5枚

① ワークプラン（言語：日本語、英語）を作成する。

- ② JICA の技術協力プロジェクト「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト」および「国家銀行改革支援プロジェクト」について、終了時の積み残し事項の状況を報告書に記載する。積み残し事項は 7. (2) の通り。(言語：日本語、英語)
- ③ 2016 年 6 月と同 10 月にベトナム政府に提案した提案書の各項目について、各現地調査時点での状況を一覧表及び各政策提言項目に対応した政策情報シート(国営企業改革開発政策借款と共通する JICA が指定する雛形)の形で整理して報告書を作成し、現地調査の都度アップデート版を作成する。(言語：日本語、英語)
- ④ 採択済み案件「国営企業の株式会社化・国家資本撤退促進に向けた株式市場制度整備プロジェクト」の立ち上げ準備に必要な関連情報を収集したうえで報告書に取りまとめる。(中間報告書は 2017 年 8 月上旬を提出期限とし、中間成果品の一部とする。)(言語：日本語、英語)
- ⑤ 要請された案件「債権売買・取引市場活性化に向けた法制度整備支援プロジェクト」に係る JICA における検討に必要な関連情報を収集したうえで報告書に取りまとめる。(言語：日本語、英語)
- ⑥ 公共財政管理開発政策借款及び国営企業改革開発政策借款に関し、提言を踏まえた政策アクションに関する各現地調査時点での状況について、毎現地業務時に更新した政策情報シート・政策マトリクスに基づき報告書に記載する。公共財政管理のアクションプラン案は 7. (5) の通り。国営企業改革の政策マトリクス案は、当該円借款の形成状況に応じて決定されるため、JICA を通じて状況を確認すること。(言語：日本語、英語)
- ⑦ 提言の各項目のバックグラウンドペーパー(ベトナムの当該分野に関する詳細情報、日本や他先進国での経験等を踏まえた提言の背景説明等)。(言語：日本語、英語)
- ⑧ 業務運営月報(面談先・内容について 1 日 1～2 行程度記載したものを、毎月まとめたもの)。(言語：日本語)
- ⑨ 面談録。(言語：日本語)
- ⑩ その他、人月進捗表など契約に定められたもの。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませぬ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ベトナム往復を標準とします。

### (2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2017年度直接人件費月額単価(上限)を適用する。  
[http://www.jica.go.jp/announce/information/20170220\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html)

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

ベトナム側作業の進捗に応じて、現地派遣期間はある程度の日程調整を行う可能性があります。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る現地体制は、以下の通りです。

ア)金融政策(本コンサルタント)

#### ③便宜供与内容

JICAによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両を JICA ベトナム事務所より提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

必要に応じて JICA ベトナム事務所より通訳（日本語もしくは英語）

オ) 現地日程のアレンジ

なし（但し、ベトナム語のみでしか対応できない面談先には、アポイント支援のため、必要に応じて、JICA ベトナム事務所より支援要員（英語 - 越語）を備上。）

カ) 執務スペースの提供

なし

### (2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- 国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト：専門家業務完了報告書(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/SearchResultView>)

[w/8eb256bed9f6c9a749257c690079e37f?OpenDocument](http://www2.jica.go.jp/km/ProjDoc027.nsf/VIEWJCSearchX/18469DAEFE94C0D2492580D7002D6D23?OpenDocument&pv=SearchResultView&pid=8EB256BED9F6C9A749257C690079E37F)、<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc027.nsf/VIEWJCSearchX/18469DAEFE94C0D2492580D7002D6D23?OpenDocument&pv=SearchResultView&pid=8EB256BED9F6C9A749257C690079E37F>)

以下の資料は、JICA 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム(03-5226-6921)より貸与します。

- 政策提案書 (2016 年 6 月)
- 追加政策提案書 (2016 年 10 月)
- 国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト：終了時評価議事録
- 国家銀行改革支援プロジェクト：終了時評価議事録  
採択済み技プロ「国営企業の株式会社化・国家資本撤退促進に向けた株式市場制度整備」及び検討中技プロ「債権売買・取引市場活性化に向けた法制度整備支援プロジェクト」要請書
- 国家銀行改革支援プロジェクト：専門家業務完了報告書

### (3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務の実施にあたっては、金融政策・間接金融・直接金融・信用補完等金融分野においても極めて幅広くかつ高い専門性が求められることから、行政機関において金融政策・立案に携わった経験など類似業務での経験豊富な専門家が期待されます。

以上